

令和2年度 介護職種の技能実習指導員講習

『開催要綱』

厚生労働省から受託した補助事業（介護の日本語学習支援等事業）は、介護職種の技能実習生の技能修得等が円滑に図られるよう、適切な実習体制を確保すること等を目的としています。

本事業の一環として、今年度も介護現場で技能実習生の指導に当たる技能実習指導員等に対し、技能実習生の指導に必要な知識・技術を修得頂くことを目的に介護職種の技能実習指導員講習を開催致します。

1. 主 催 公益社団法人 日本介護福祉士会
2. 実 施 一般社団法人 山口県介護福祉士会
3. 日 時 令和2年12月15日（火） 受付開始8:40～
4. 会 場 山口県セミナーパーク社会福祉研修棟 社会福祉研修室
〒754-0893 山口県山口市秋穂二島1062

5. 研修内容（予定）

時間	科目名	時間数	目標及び主な内容
9:10 ～ 11:40	技能実習指導員の役割	2.5	○技能実習指導員が求められる役割を担うために技能実習制度について理解する ・技能移転の意義 ・技能実習生の権利擁護 等 ○労働基準法及び関係労働法令について理解する。
11:40 ～ 12:30	昼食休憩（50分）		
12:30 ～ 14:00	移転すべき技能の理論と指導方法 技能実習指導の方法と展開	1.5	○技能実習の対象とされる「介護」について理解する ・必須業務、関連業務、周辺業務について 等 ○移転すべき技能と指導のポイントを理解する ○技能実習計画の作成と指導方法を理解する ・技能実習計画と実習プログラムの作成 等
14:00 ～ 14:15	休憩（15分）		
14:15 ～ 16:30	技能実習指導における課題への対応	2.25	○技能実習生受入の留意点 ・技能実習生との向き合い方 ・コミュニケーションの取り方の留意点 ・生活習慣や文化の理解 ・日本語学習支援について 等
16:30 ～ 16:40	休憩（10分）		
16:40 ～ 17:25	理解度テスト	0.75	・理解度テストの実施及び解説
	合計	7.0	

6. 受講対象者 以下のいずれかに該当する者とする。
- ① 技能実習指導員
 - ② 技能実習指導員になる予定の者
 - ③ 実習生を受け入れる施設・事業所関係者
 - ④ 監理団体関係者
 - ⑤ 受講により一定水準の知識を習得し、理解を深めることを目的とする者
7. 定 員 60名程度
8. 申込方法 別紙申込書によりメール、FAX 又は郵送で山口県介護福祉士会へお申送ください。
9. 募集期間 令和2年9月1日（火）～11月20日（金）
10. 受講料 無料(参加するための旅費交通費は御負担いただきます。)
11. 決定通知 締切後、受講決定した方には「決定通知書」を郵送します。
※申込締切後2週間を経過しても通知が届かない場合はお問合せ下さい。
12. 受講当日 ・当日は、顔写真付き公的証明書（運転免許証・パスポート等）を持参ください。

 《顔写真付き公的証明書がない場合》
 顔写真付き社員証等の身分証明書に加えて国民健康保険証等公的証明書2点を持参ください。
 (公的証明書の例)
 介護福祉士登録証の写し、国民年金手帳、公共料金の領収書等
 ※本人確認資料がない場合、受講することができません。
- ・テストに合格された受講者には受講証明書を交付致します。
 - ・日本介護福祉士会の会員には生涯研修ポイントが付与されます(4.5pt)。
 - ・テキストはお持ち帰りいただけます。
 事前に通読されると理解が深まります。日本介護福祉士会 HP にテキストを掲載中です。
13. その他 ・併設の食堂が閉店していますので、昼食は各自で準備してください。
・自然災害や新型コロナウイルス感染症などやむを得ない事情により研修を開催できない場合は、前日までに当会ホームページに記載します。 <http://www.yamaguchi-kaigo.jp/>
14. 問い合わせ先 一般社団法人 山口県介護福祉士会 事務局 (担当：松谷、富永)
〒754-0893 山口県山口市秋穂二島1062
(山口県セミナーパーク内)
Tel：083-987-0122 Fax：083-987-0125
Mail：info@yamaguchi-kaigo.jp